

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

予防課

1 はじめに

消防庁では、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）の技術上の基準の追加並びに工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）及び消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）の添付書類の合理化を行うため、令和4年9月14日に以下の改正政省令等を公布した。

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第305号）
- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）
- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和4年消防庁告示第5号）
- ・ 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（令和4年消防庁告示第6号）
- ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（令和4年消防庁告示第7号）
- ・ 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和4年消防庁告示第8号。以下「閉止弁基準」という。）

以下、改正政省令等の概要について紹介する。

2 改正の背景・経緯の概要

二酸化炭素消火設備は、二酸化炭素を消火剤として用いる消火設備である。二酸化炭素は消火剤として用いることで、防護区画内（二酸化炭素が放出されるエリア内をいう。以下同じ。）の酸素濃度を低下させ、消火する作用を有することに加え、火炎の冷却に寄与する性質も有しており、消火剤としての有効性がある。また、消火

に伴う汚損が少ない等の特徴から、二酸化炭素消火設備は機械式駐車場等における消火設備として、国内に多数設置されている。

しかし、二酸化炭素消火設備が作動し、二酸化炭素が放出されると、防護区画内の視界が遮られ避難が難しくなるとともに、高濃度の二酸化炭素は人体に影響を与え、場合によっては生命の危険を生じる。令和2年12月22日、愛知県名古屋市のホテルにおいて、機械式駐車場内でのメンテナンス工事中に、機械式駐車場内に二酸化炭素が放出され、1名が死亡、10名が負傷するという事故が発生した。令和3年1月23日には、東京都港区の事務所ビルにおいて、二酸化炭素消火設備の点検中に、貯蔵容器を設けた場所で二酸化炭素が放出され、2名が死亡、1名が負傷するという事故が発生した。さらに、令和3年4月15日には、東京都新宿区の共同住宅において、機械式駐車場内での天井ボード張替え工事中に機械式駐車場内に二酸化炭素が放出され、4名が死亡、2名が負傷するという事故が発生した。

一連の事故により、合計で7名が死亡、13名が負傷するという事態となった。これを受け、消防庁では令和3年5月から「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」（以下「検討部会」という。）において二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策の検討を行った。検討部会の報告書が令和4年3月にとりまとめられたことから、検討結果を踏まえ、消防庁では所要の法令改正等を行うこととした。

また、令和2年12月に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画において火災予防関係の19の手續について電子申請等を可能とすることとされ、消防庁では火災予防分野における各種手續の電子申請等の導入に向けた検討会を開催した。その中で、電子申請等の導入促進と併せて、手續自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討することとされたのを受け、着工届と設置届に添付する書類の削減を行うこととした。



3 改正後の消防法施行令等の内容

(1) 二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の見直し

検討部会の報告書を踏まえ、新たに二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準が追加された。以下、追加された基準の概要を紹介する。

ア 起動用ガス容器を設置すること

事故防止のためには、点検時の安全措置の手順を統一化する必要がある。起動用ガス容器を設けることで、起動用ガス容器に接続された操作管を取りはずすことで点検時の安全措置が行えるようになり、統一的な手順で安全措置を行うことが可能となるため、起動用ガス容器の設置を義務付けることとした。

イ 起動装置に緊急停止装置を設置すること

緊急停止装置とは、起動装置が作動してから実際に二酸化炭素が放射されるまでの遅延時間の間に作動させることで、二酸化炭素の放射を中止させることができる装置であり、設置することで中に人がいる状態で起動装置が作動した場合でも二酸化炭素の放射を止めることが出来るようになるため、設置を義務付けることとした。

ウ 自動式の起動装置は、二以上の火災信号により起動するものであること

自動式の起動装置は、感知器によって火災を感知し、起動信号を送信するものであるが、火災でない場合に誤って感知器が作動し、起動信号が送信されてしまうことがある。このような感知器の誤作動による二酸化炭素消火設備の誤起動を防ぐため、自動式の起動装置は、二以上の火災信号によって起動装置が作動するものであることを義務付けた。

エ 音響警報装置は、音声によるもの（メッセージによるもの）であること

二酸化炭素消火設備が起動した際の警報音がベル音のみの場合、警報音を聞いた人がその意味を理解することができず、適切な退避行動を取ることができないため、音響警報装置は、ベル音ではなく、音声警報（メッセージによる警報）でなければならないこととした。

オ 閉止弁の設置

閉止弁を設置することで、閉止弁が閉止されていれば起動装置が誤作動を起こしたとしても、二酸化炭素が放射されないため、二酸化炭素消火設備には集合管又は操作管に消防庁長官が定める基準に適合

する閉止弁を設けることとした。

カ 標識の設置

防護区画及び二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所に立ち入ろうとする者が二酸化炭素の危険性を認識し、適切な行動をとれるよう注意を促すため、貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがある旨及び消火剤が放射された場合は防護区画に立ち入ってはならない旨を表示した標識を設置することとした。

キ 閉止弁の維持基準

閉止弁は防護区画内に人が立ち入る場合は閉止された状態で、それ以外の場合は開放された状態で維持されなくてはならないこととした。

ク 自動手動切替え装置について

自動手動切替え装置については、防護区画内に人が立ち入る場合は手動状態に維持することとした。

ケ 消火剤が放射された場合の人の立入り制限

消火剤が放射された場合には、その状況で中に人が立ち入ると大変危険であるため、消火剤が排出されるまでの間、防護区画内へ人が立ち入ることがないように維持すべきこととした。

コ 安全措置の具体的内容及び手順を定めた図書の設置

工事、整備及び点検等により防護区画内に立ち入る際に、作業員が適切な安全措置を講じることができるようにするため、制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこととした。

(2) 消防設備士等による点検の実施

二酸化炭素消火設備の点検時の事故を防止するためには、点検要領の手順など専門的な知識が必要であるため、二酸化炭素消火設備の設置されている防火対象物については、消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「消防設備士等」という。）が点検を行うこととした。

(3) 消防設備士講習及び消防設備点検資格者講習の内容の追加

二酸化炭素消火設備に係る工事、点検等を行う消防設備士等に、工事、点検時の具体的な手順を周知するため、消防設備士講習の科目に「工事対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点」、消防設備点

検資格者講習の科目に「点検における保安に関する要点」をそれぞれ追加した。

(4) 着工届に添付する書類の合理化

着工届は、甲種消防設備士が消防設備士以外に行つてはならない工事をしようとする際、その工事に着手しようとする日の10日前までに工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出るものである。

着工届の添付書類のうち、当該消防用設備等及び特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書として添付すべき書類については、通知により附近見取図、防火対象物又は製造所等の概要表、設備の概要表等、11種類の書類を定めている。今回、建築物の構造を変更する必要があるか否かを確認するために不可欠な書類及び設備の本質的な機能又は構造を大きく変更する必要があるか否かを確認するために不可欠な書類のみの添付を求める観点から見直しを行い、消防用設備等(特殊消防用設備等)の工事の設計に関する図書を、平面図、配管及び配線の系統図並びに計算書とすることとした。

(5) 設置届に添付する書類の合理化

設置届は法令に定める技術上の基準に従って設置しなければならない消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置した際に受けなければならない検査を受けようとする防火対象物の関係者が、当該防火対象物における消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置に係る工事が完了した場合において、4日以内に添付書類を添えて届け出るものである。添付書類のうち当該設置に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)に関する図書の具体的な内容については通知により設計書、仕様書、計算書、系統図等、7種類の書類を定めている。今回、設備の性能を確認するために不可欠な書類及び設備の位置を確認するために不可欠な書類のみの添付を求めるという観点から添付書類の見直しを行い、消防用設備等(特殊消防用設備等)に関する図書を、平面図並びに配管及び配線の系統図とすることとした。

(6) 施行期日、経過措置及び遡及適用関係について

改正政省令等の施行日は令和5年4月1日としている。二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、以下の表1の通り一部経過措置

を設けているほか、施行日の時点で現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物(以下「既存防火対象物等」という。)に設置されている二酸化炭素消火設備については、一部遡及適用される基準がある。

表1

	右以外の 既存防火対象物等	一定以上の増改築	自発的適合
(1) ア～エの基準	適用しない	適用する	適用する
(1) オの基準	令和6年4月1日から適用		
(1) カ～コの基準	令和5年4月1日から適用		

また、閉止弁基準についても、以下の表2の通り経過措置を設けている。

表2

施行日時時点で設置済み のもの	令和6年3月31日まで に新たに設置するもの	令和6年4月1日以降 に新たに設置するもの
以下の基準に適合するものは、閉止弁基準に適合するものとみなす。 ・直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置を表示 ・見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨を表示 ・操作した場合に確実に開閉する	以下の基準以外の閉止弁基準に定められている基準に適合するものは、閉止弁基準に適合するものとみなす。 ・開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること ・閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること ・開放の状態での開放の旨の信号が発せられること	閉止弁基準に定められている基準全てに適合する必要がある。

4 終わりに

ここまで、改正政省令等の内容について概観した。本記事の内容も参考にしつつ、改正政省令等の施行に向けて準備をお願いするとともに、適切な消防法令の運用をお願いしたい。なお、今後消防庁より今回の改正政省令等の運用についての通知やガイドライン、事業者向けのパンフレット等を通じて、今回の改正政省令等の内容について周知を行っていく予定である。

問合せ先
消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523